

新潟県きのこ原種菌等取扱要領

林 第 3 4 3 号制定

平成15年7月 1日

平成19年3月23日一部改正

(目的)

第1 この要領は、きのこの職務育成品種を系統純正で無病な優良品種として迅速かつ組織的に普及し、きのこ生産の振興を図るため、原種菌等の取り扱いについて必要な事項を定める。

なお、品種登録及び品種登録出願中の品種に関する種苗法(平成10年法律第83号)第26条第1項の規定に基づく通常利用権の許諾については、「新潟県職員職務育成品種取扱規則の施行について(昭和56年1月13日付け蚕園第11号)」及び「出願中の職務育成品種の取扱いについて(昭和56年1月13日付け蚕園第12号)」(以下「施行通知等」という。)によって行うものとする。

(母菌の管理及び再生母菌の配布)

第2 母菌は森林研究所が管理し、再生母菌の配布先は原則として県と通常利用権について施行通知等による許諾契約を締結した農林業団体等(以下「原種菌取扱い団体」という。)とし、特別の理由がある場合のほかは他に配布しないものとする。

2 再生母菌の配布は、原則として同一品種の最初の許諾契約年の1回限りとする。

(原種菌取扱い団体の指定)

第3 原種菌取扱い団体は、「新潟県森林組合連合会」、「全国農業協同組合連合会新潟県本部」並びにその他必要かつ適正と認める者とする。

(再生母菌の配布手続き)

第4 原種菌取扱い団体が再生母菌の配布を受けようとするときは、別記第1号様式の申請書に別記第2号様式の事業計画書を添えて、別に定める期日までに知事に申請しなければならない。

2 原種菌取扱い団体がこの要領により再生母菌の配布を受けた場合は、別記第1号様式の報告及び計画書に別記第3号様式の事業実績及び翌年度事業計画書を添えて、毎年次年度4月末までに知事に提出しなければならない。

(再生母菌の配布価格)

第5 再生母菌の配布価格は無償とする。

2 再生母菌の配布に要する容器、荷造り、運賃等の諸経費は申請者の負担とする。

(再生母菌等の保存)

第6 再生母菌等は、第8の条件に合致する場所に原種菌取扱い団体の責任において保存し、第4の事業計画書に定める配布計画に基づいて必要な種菌(以下「生産種菌」という。)を生産するものとする。

(種菌の配布)

第7 原種菌取扱い団体は、栽培検定等の検証後、生産種菌を第4の事業計画書に基づいて配布するものとし、その計画を変更するときは、事前に県と協議するものとする。

2 原種菌取扱い団体が生産者に配布できるのは生産種菌のみとし、再生母菌及び原種菌等は他者に配布しないものとする。

(再生母菌等の保存条件)

第8 原種菌取扱い団体は、県から配布を受けた再生母菌の一部を、超低温等で保存し、生産種菌に劣化等が見られた場合に使用できるように措置しておくものとする。

2 解凍した再生母菌等は、当該きのこの栽培に適した培地で、かつ病虫害その他災害の恐れが少ない場所に保存し、系統純正で無病な種菌の生産が行えるよう施設の整備をしなければならない。

(再生母菌等の管理)

第9 原種菌取扱い団体は、再生母菌等の保存施設を確認のうえ適宜検査を行い、異品種の駆除等を完全に実施するとともに、生産された種菌の受け渡しに関する証拠書類を整備しておくものとする。

2 不時の災害等により、計画よりも生産が著しく減収する可能性の生じた場合は、すみやかに県に連絡して適切な措置を講ずることとする。

3 種菌生産等の担当者は、原種菌培養の技術を有し、かつ十分熱意のある者であることとする。

(配布の中止等)

第10 原種菌取扱い団体がこの要領によって配布を受けた再生母菌の取扱いについて、この要領で定めた事項に違反した場合は、知事は原種菌取扱い団体の指定を取り消すこと、もしくは再生母菌の廃棄を指示することがある。

(その他)

第11 この要領で定めた以外の事項で必要なものについては、県が原種菌取扱い団体その他関係機関と協議して定める。

第1号様式

きのこ再生母菌配布申請書

平成 年度

事業実績報告及び翌年度事業計画書

番 号
平成 年 月 日

新潟県知事 様

団体名
代表者名 印

きのこ再生母菌を配布されるよう、新潟県きのこ原種菌等取扱要領により事業計画書を添えて申請します。

(または、平成 年度において県よりきのこ再生母菌の配布を受けたので、新潟県きのこ原種菌等取扱要領により、事業実績報告及び翌年度事業計画書を添えて提出します。)

第2号様式

事業計画書

1 事業の目的

2 事業の内容

(1) 配布を希望する再生母菌

種類	品 種	数 量	内 容	配布希望時期
				年 月

(2) 種菌の生産・配布計画

(当年度)

種類	品 種	種菌生産 計画数量	再生母菌等 設置場所	担 当 者 氏 名	配布計画 (配布先別数量)

注)配布先が多い場合、任意の様式で添付すること。

第3号様式

事業実績及び翌年度事業計画書

(1) 種菌の生産・配布実績

(平成 年度)

種類	品 種	種菌生産 実績数量	再生母菌等 設置場所	担 当 者 氏 名	配布実績 (配布先別数量) <配布金額>

注)配布先が多い場合、任意の様式で添付すること。

(2) 種菌の生産・配布計画

(平成 年度)

種類	品 種	種菌生産 計画数量	再生母菌等 設置場所	担 当 者 氏 名	配布計画 (配布先別数量)

注)配布先が多い場合、任意の様式で添付すること。

(別記)

要領第4の原原種菌配布申請の期日は以下のとおりとする。

配布を受けようとする月の6ヵ月前まで

注)ただし、新品種の再生母菌供給初年度はこの限りでない。